



平成23年度 町政執行方針

羽幌町長 舟橋 泰博

〈はじめに〉

私は、3期12年間で、町民みなさまからの力強いご支援とご指導をいただきながら、町政を執行してまいりましたが、平成23年度は4期目の町政に向けて本格的なスタートとなります。

この12年間、総合振興計画「ほっとプラン21」を基本に、「自主・自立」の確実な実行を目指し、町民目線に立つた行政を念頭に置き、町民と行政の役割の見直しや、「地域力を強固」なものにするため、業務委託、指定管理者制度の導入を積極的に進めてまい

りました。

また、「身近な行政」「町民との直接対話」を重視し、町民提案制度、地域情報連絡員制度、きめ細かな町政懇談会、行政評価制度の導入など、「町民協働」によるまちづくりを第一に取り組んでまいりました。

長引く不況の中、町民のみならずは大変厳しい状況にあります。行政においても、産業の基盤強化や雇用の確保、地域医療の安定確保、子育てや教育環境の整備など、難題山積み目の町政に果敢に取り組み、協働の気持ちの醸成に努めながら、「心と心

をつなぐ活力あるはほろ」を目標に、これまで先人が築き上げてきた町の基盤を継承・進展させ、希望の持てる元気な未来づくりのため、町議会、町民みなさまのご支援、ご協力をいただきながら、力を尽くして取り組んでまいります。

北海道では、地域主権型社会の実現に向けて、新しい道庁の体制がスタートしましたが、地域振興、産業振興、保健・福祉など、地域にとって重要な事務は全振興局が共通に担っていることから、大きな影響は避けられたものと考えております。

人口減少や少子高齢化が急速に進む小規模自治体において、雇用や医療をはじめとする安心・安全な暮らしを守っていくために、広域自治体としての道庁の役割に大きく期待するとともに、管内市町村及び道町村会等と連携し、地域の衰退につながらないよう今後も努めてまいります。

また、総合振興計画「ほっとプラン

き、CO₂の削減に向け、環境に配慮した取り組みを励行してまいります。

近年、全国的に海岸漂着物による環境汚染が大きな問題となっており、ます。北海道では、海岸に漂着する流木やゴミを回収、処理する「海岸漂着物等回収・処理事業（地域グリーン・ニューデール基金事業）」を実施し、22年度は、サンセットビーチ以南の海浜清掃が行われました。23年度は、天売や焼尻などの海岸でも実施されるよう要請してまいります。

海鳥に関する普及啓発については、北海道海鳥センターを中心に、活動を進めてまいります。館内展示の充実、気軽に参加できる自然観察会等の開催、自然環境への興味と関心を広げる活動を進めるとともに、ジュニアレンジャーや中高生によるエコクラブ活動など、次代を担う子どもたちの育成に努めてまいります。

また、身近な自然環境づくりを進める「羽幌みんなでつくる自然空間協議会」の活動を支援し、子どもから大人まで、地域の自然と親しみ、自然を知り、自然を守る活動を推進してまいります。

今後も、環境省、北海道及び関係団

体等と連携し、海鳥保護事業に努めるとともに、町独自の海鳥保護対策についても検討してまいります。

誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち

〈高齢者福祉〉

本町の65歳以上の人口は約35%となり、少子高齢化が一段と進んでいます。21年度にスタートした第4期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」が最終年度を迎えますが、その理念のもと、民生委員、町内会、ボランティアなど、地域住民のご協力とご支援をいただきながら、高齢者のみなさまの自立と社会参加の支えとなる「生活支援事業」や「生きがい対策事業」を継続的に進めるとともに、老人クラブや高齢者事業団をはじめとする、高齢者の自主的な活動を支援してまいります。

特別養護老人ホーム「しあわせ荘」につきましては、管理サービス棟、ユニット棟、多床棟が完成し、11月には入所者もすべて移られ、木のぬくもりを感じる新しい施設で新年を迎えられております。23年度は、3期工

事として外構と車庫等一部の建物を残すのみとなり、安全で安心の出来る快適な施設となるよう建設を進めてまいります。

施設の運営は、18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者との連携を密にし、職員の研修や研鑽を求めると、施設の効果的運用と利用者のニーズに対するきめ細かで質の高いサービス提供を行うてまいります。

23年度は、第5期「介護保険事業計画」（24年～26年度）の策定年でありますが、サービス利用の現状を適切に把

21」が23年度で終了のため、この10年間の成果や課題等を十分評価し、22年度に実施した町民アンケート調査の結果等を踏まえ、今後10年間を展望した新しい総合振興計画の策定を進めてまいります。事業の実施にあたっては、「自立と共生」へのまちづくり計画（自立プラン）や、財政の健全化を念頭に置きながら、私の念願であります「元気なまちづくり」「暮らしやすいまちづくり」「安心安全なまちづくり」に向け、議会並びに町民みなさまのご理解、ご協力を得ながら町政執行に取り組んでまいります。

地域の自然が育む豊かなまち

〈自然環境・海鳥保護〉

かけがえのない自然を後世の子どもたちに残すために、「羽幌町環境保全条例」や「羽幌町の環境を守る基本計画」の趣旨を広く普及啓発に努めるとともに、21年度に策定した「羽幌町役場地球温暖化対策実行計画」に基づ

握し、地域の実情に即した計画の策定に努めてまいります。

〈保健事業〉

本町においては、高血圧・糖尿病などの生活習慣病の増加や、メタボリックシンドローム予備軍が多く見られる状況にあります。

生活習慣病の予防には、自分の健康状態を正しく知ることが大切です。出前講座や広報等により、健康や生活習慣改善に対する意識の高揚を図るとともに、生活習慣病の予防と重症化防止に向け「特定保健指導」をはじめとした事業の充実に努めてまいります。併せて、特定健診や各種がん検診等の体制を整備し、受診しやすい環境づくりを図ってまいります。

婦人科検診につきましては、検診体制を整備することにより病気の早期発見につなげるとともに、子宮頸がん予防ワクチンの接種促進のため費用負担を行います。

また、乳幼児への対策として、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の全額助成、高齢者対策として、肺炎球菌ワクチンの接種



費用の一部助成を行ってまいります。

〈地域医療体制〉

道立羽幌病院の常勤医師による診療体制は、内科と外科のみで、多くの診療科目を出張医師及び派遣医師に頼っており、地域住民の不安は大きいものがあります。この不安を少しでも解消するため、引き続き医師確保や医療機能の充実強化に向けて、関係町村及び議会医療問題調査研究特別委員会と連携しながら、関係機関に強く要請してまいります。

医師確保対策としては、研究資金等の貸付や環境整備を助成する体制を整え支援するとともに、民間による地域医療を守る組織の活動を支援してまいります。

また、ドクターヘリが旭川赤十字病院を基地病院として道北圏に配備され、大きな課題であった離島地区をはじめとする町内からの救急搬送に大きな効果をもたらしており、今後も有効に活用してまいります。

〈障がい者福祉〉

障害者自立支援法に基づく制度も定着してきたところですが、国は今後、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度の構築を目指しております。障がい福祉サービスは、流動的な部分が多い中、障がいを持つ多くの人たちは、身近なところで障がい福祉サービスが受けられ、地域生活支援事業などを利用することにより、自分らしい暮らしができることを望んでおります。

それを支えるため、「はばる障がい者福祉計画」の基本理念である障がいのある人もない人も共に生き生きと生活できるまちづくりを念頭に、地域住民や関係機関、団体等のご理解と協力を得ながら、町民と交流する機会をつくってまいります。

平成 23 年度 町政 執行 方針

〈児童福祉〉

次世代育成支援対策推進法に基づく「はばる次世代育成支援行動計画後期計画（22年度～26年度）」により、子どもたちの健全な成長と、子育て支援に視点を置いた取組を進めてまいります。

保護者の育児相談や育児教室に対する関心と期待が高いことから、今後も、あいあいサークル、小毒・毒くらぶ、子



育て支援センター等の充実を図り、育児不安や悩みの解消など、保護者に対する子育て支援を進めるとともに、子育てサークル等の自主的活動を奨励してまいります。

また、近年増加している発達障がい児につきましても、「子ども発達支援センター」を核とし、関係機関と連携した支援を進めてまいります。

保育所の改築につきましては、国の「子ども・子育て新システム検討会議」での方向性を見極めながら、早期に方向性をまとめ、議会文教厚生常任委員会でご意見を伺ってまいりたいと考えております。

〈国民健康保険事業〉

本町の国民健康保険事業は、景気の低迷や雇用情勢の悪化による所得の落ち込みにより、医療保険財政は厳しい状況が続いております。当面の制度改正では、現在講じられている高齢者の保険税、自己負担の軽減

措置については23年度も継続し、また、緊急の少子化対策として22年度まで暫定的に引き上げていた出産育児一時金は、23年度以降も維持することとしています。

国の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめによると、後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の多くが市町村国保に戻ってくる一方、その財政運営は、引き続き都道府県単位で行うことになり、次に、若年層も含め、市町村国保全体の財政運営を都道府県単位化することとなります。

〈広報・広聴〉

具体的な制度については、更に議論が続けられる予定ですが、国保制度が役割を十分果たすことができるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

「心と心のふれあいまちづくり」を進めていくためには、町民みなさまと行政が情報を共有することが大切であることから、「広報はばる」やホームページ等で、わかりやすく、かつ、迅速な情報発信に心掛けるとともに、地域情報連絡員制度を通して、待ちの姿勢ではなく、積極的に地域に声をかけ、同時に、「まちの声」を伺ってまいります。

また、きめ細かな町政懇談会を開催し、町民みなさまの声を直接聞き語り合うことで、対話を重視した広報・広聴を目指してまいります。

更に、行政からの一方通行ではなく、町民みなさまのアイデアや意見をまちづくりに反映させるため、「まちづくりはばる」の積極的な活用や「町民提案制度」の周知に努め、町民が町政に参画しやすい体制づくりを進めてまいります。

〈人づくり事業〉

本町における産業・文化を振興するためには、子どもたちや青年たちが将来のまちづくりのリーダーとなることが求められます。人材育成の事業を行う個人、団体に対し、費用の一部を助成いたします。

事業の推進にあたっては、審査・決定機関の「人づくり委員会」のご協力をいただきながら、「まちづくり」は「人づくり」という基本理念のもと、人づくり事業基金の効果的な活用と、はばるの将来に目を向けた人づくり事業を積極的に支援してまいります。

〈情報通信基盤の整備〉

天売、焼尻両島において、離島地区情報通信基盤施設（ひかりネットワーク）を4月から本格運用します。

災害その他の緊急情報や行政に関する情報、漁協やフェリーに関する情報、健康相談等、住民福祉に関する情報などの提供及び収集に努め、離島住民との連携を十分図りながら、離島地区における情報格差の解消と、IP告知システムによる島民の福祉

の向上と安心安全の確保に努めてまいります。

安心で魅力的な田舎暮らしができるまち

〈農林業の振興〉

農業を取り巻く環境は、国内外での価格競争が一段と進む中、農畜産物の価格は依然として低迷を続け、農家戸数の減少、後継者の不足、就農者の高齢化といった、生産構造の脆弱化や活力低下も懸念されるなど深刻な状況となっています。新たにPPPの議論も深刻な状況に拍車をかけるのではと懸念しております。

国では、食料自給率の向上を図るため「戸別所得補償制度」による農政の大転換を進めており、23年度においては、自給率向上のための戦略作物等への直接支払をする「産地資金事業」、自給率向上の環境整備を図るための農業経営への助成となる「農業者戸別所得補償事業」の本格実施に向け準備を進めております。

22年の広域的な高温多雨等により、水稲をはじめとする各種作物の収穫量が平年を大きく下回る結果となり、



これらの被害は、農業共済等の補てんがされてもなお不足が生じる状況となったことを受け、所得減少救済及び効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、低金利融資に対し利子補給を行ってまいります。また、昨年広範囲で発生した「いもち病」対策として、予防防除に対し助成をしてまいります。

農業後継者対策として、23年度から就農のための農地拡大に対し支援を行う町独自の新たな制度を創設し



たします。

林業の振興につきましては、異常気象による災害が世界各地で頻発し、自然災害を防ぐため森林の役割の重要性が認識されています。

町有林につきましては、災害を未然に防ぎ、良質な木材を生産すべく計画的に除間伐等を行い、適正な維持管理と整備を進めてまいります。民有林につきましても、森林整備地域活動交付金などの補助制度に加え、町独自でも助成をしながら地域森林の保護育成に努めてまいります。

エゾシカなど有害鳥獣に対する取り組みにつきましては、新たなハンターの育成のために免許取得にかかる費用の一部を補助するとともに、羽根町鳥獣被害防止協議会において関係機関、団体と連携して個体数調整、被害防止に向けた取り組みを実践するよう努めてまいります。

焼尻めん羊牧場につきましては

る部分を補給するなど、事業者負担の軽減を図ってきた結果、利用者件数が増えつつあります。今後は継続について、経済状況も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。中小企業特別小口貸付制度を見直し、創業者にも支援できるようにしてまいります。

今、それぞれの企業が経営努力や節約、あるいは事業の継続発展のための経営改善に取り組んでおりますが、今後も経営基盤強化のための自助努力を促すため、商工会や関係機関と密接な連携を図りながら、商工業の振興に努めてまいります。

〈観光振興〉

本町の観光事業を担っている観光協会は、新たな体制となり3年目を迎え、役員会の定例化など役員相互の意思疎通を図り、これからの観光の在り方について積極的な協議を進めております。地元の素材をしっかり把握し、新たな魅力の発見に努めることともに、観光客の誘致を図るべく集客力の高い事業の考案や、既存イヘ

平成23年度町政執行方針

指定管理者制度による新たな市場の開拓や、ブランド肉として更に魅力アップを図るとともに、新たに建設した乾草舎を活用して、更なる観光資源として焼尻島を訪れる人々に喜ばれるよう、指定管理者と知恵を出し合い、取り組みを進めてまいります。

〈水産業の振興〉

北るもい漁業協同組合は、22年も漁獲計画額を達成し、組織経営は順調に運営されておりますが、国内経済はデフレが続くため魚価安が想定され、今まで同様に厳しい運営が予想されます。

漁業経営も、原油価格の高騰により燃油・漁業資材が値上がりし、魚価安も重なって厳しい状況が予想されます。このため、漁業経営の安定を目指して、「ヒラメ・ニシンの種苗放流事業に積極的に協力し、資源の増大に努めてまいります。

ントの見直しを図るなど、今後の活躍に期待しているところです。

観光イベントでは、例年8月に開催の「オロロンの里はほる味まつり」を、甘エビの漁獲量や価格が安定する6月に開催し、「はほる甘エビまつり」と名称を変え、日本一の水揚量を誇る甘エビを中心とした地場産品のPRと販売の場とし、観光と集客、経済効果を目指します。また、夏を彩る「花火大会」や「サンセットビーチCUPビーチバレーボール大会」をビーチ周辺で開催いたします。

焼尻では、「焼尻めん羊まつり」が今年で30回目を迎えることから、記念イベントとして「YOSAKOIソーラン祭り北・北海道支部大会」と



日本海沿岸のトド等による漁業被害が続いているため、被害を受けた漁業者に貸与する刺網購入費に対し、引き続き支援を行ってまいります。

天売・焼尻地区におきましては、「離島漁業再生支援交付金事業」を活用し、漁業者との協議の中で、漁場生産力の向上や創意工夫を活かした取り組みを推進し、活性化を図ってまいります。

今後、漁業経営安定のため、水産資源の保護と種苗放流による資源増大を基本とし、消費者ニーズに合わせた水産業が永續できるように、各漁業者及び関係団体とともに協働してまいります。

〈商工業の振興〉

世界金融・経済危機によってわが国の景気は大きく低迷し、その後様々な経済対策が実施されましたが、依然として厳しい経済情勢が続いています。

本町の商工業を取り巻く環境も、公共事業の縮小や消費購買の低迷等

共同開催し、サフォークブランドのPRと、集客増を期待しております。

天売では、世界最大のウトウの繁殖地をPRする「ウトウWELCOMEDAYS」を企画し、宿泊客の増加を図ります。「天売ウニまつり」は、新鮮な地元ウニを安価で提供することによる集客を期待しております。

「ご当地グルメの羽幌えびタコ餃子は、」ご当地グルメグランプリ」や「さつぼるオータムフェスト」等大変好評を得ており、「ご当地グルメとしての地位を着実に確保しつつあります。また、地元の学校給食にも採用され、地産地消を推進する原動力となるものと期待しております。

〈労働対策〉

留萌職業安定所における昨年12月末時点の有効求人倍率は0.59倍で前年同期を0.14ポイント上昇、管内の高等学校卒業予定者の就職内定率は72.5%で、前年同期を5.8ポイント上回り、過去4年間で最も高い状況であり、雇用環境はわずかですが明るい兆しが見えております。

国の対策として季節労働者の通年雇用化を促進するための「通年雇用促

進支援事業」は、19年から「オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会」が事業を実施していますが、23年度も継続が予定され、資格取得等を中心に事業の見直しを行いながら、少しでも多く季節労働者の通年雇用化が促進されるよう支援してまいります。

体・除却に続き、23年度は3棟10戸の解体・除却と2棟4戸の建替整備を予定しております。

〈町営住宅〉

町営住宅の整備は、21年度に策定の「住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画」に基づき、22年度から10箇年の期間で老朽化した公営住宅建替の効率的な整備を進めてまいります。

朝日団地は、14年度から建替整備を進めてまいりましたが、22年度3棟6戸の建設をもって整備が完了し、全体で43棟86戸が整備されました。



引き続き幸町団地の建替整備が始まりましたが、22年度2棟8戸の解

平成23年度町政執行方針

〈港湾整備〉

港湾は、本町の振興・発展を図る上で重要な施設であるほか、羽幌・天売・焼尻を結ぶ玄関口として貴重な役割を果たしており、将来の有効利用に向けた整備と、適切な維持管理に取り組んでいく必要があります。

ております。「新フェリーターミナル」の調査・設計を実施いたします。

〈町内循環バス〉

町内循環バス「ほつと号」は、交通空白地帯解消のため15年度に開始し、主に医療機関への通院や公共施設の利用、温泉を活用した健康増進など、幅広く高齢者など交通弱者の生活の足として活用されております。

羽幌港において、国直轄整備事業を主体とし、25年度の中央ふ頭供用開始を目指し、港湾施設用地、岸壁の整備を継続するとともに、港内静穏度を高めるため防波堤の整備を継続してまいります。また、整備後の中央ふ頭に移転改築を予定し

努めてまいります。

〈水道事業〉

水道は、安全で安定した水道水を供給し、快適な暮らしを支えるライフラインとして重要な使命を担っておりますが、上水道事業では、19年より上・下水道施設運転管理の一元化による民間委託を導入しており、今後

フェリーターミナル等の移転予定に伴い、港町地区の污水管整備のほか、雨水管の整備では栄町及び川北地区の一部を実施します。また、供用開始から9年が経過した浄化センターの効率的な施設更新のため、長寿命化計画を策定いたします。

破壊にもつながるもので、絶対に見逃すことのできない行為です。

〈防災対策〉

昨年の大雨、今冬の局地的な大雪などの異常気象により、全国各地で多くの災害が発生しており、本町においても、非常事態に備え、防災対策を講じていく必要があります。

23年度は、老朽化した配水管の更新事業として、羽幌大橋に添架している配水管布設替を実施いたします。

〈下水道事業〉

22年12月末の認可計画面積における進捗率は89%に達し、水洗化率は51%となっております。

資源循環型ごみ処理は、収集・処理業務とともに順調に運営され、容器リサイクル等に指定されている資源ごみは、分別の成果により着実に再資源化が図られ、ごみの減量化に寄与しております。また、春秋の年2回町民のみなさまに還元している生ごみ堆肥は、大変好評で、今後も継続して実施いたします。



23年度につきましても、職員と子ども知恵を出し、力を合わせて、町民協働のまちづくりに一層の努力をしておりますので、引き続き、町民みなさまの深いご理解と、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(平成23年3月8日第2回羽幌町議案例会抜粋)